

各学校問合せ等学校情報

東京都立三田高等学校

☎108-0073 東京都港区三田1-4-46 ☎03-3453-1991

アクセス <https://www.metro.ed.jp/mita-h/access/access.html>

問合せ先 国際教育イノベーター推進部
ml-mita-kikoku@section.metro.tokyo.jp



東京都立竹早高等学校

☎112-0002 東京都文京区小石川4-2-1 ☎03-3811-6961

アクセス <https://www.metro.ed.jp/takehaya-h/access/access.html>

問合せ先 入学相談室
takehaya.soudan@section.metro.tokyo.jp



東京都立日野台高等学校

☎191-0061 東京都日野市大坂上4-16-1 ☎042-582-2511

アクセス <https://www.metro.ed.jp/hinodai-h/access/access.html>

問合せ先 教務部 帰国生徒係
ml-hinodai-kikoku@section.metro.tokyo.jp



東京都立国際高等学校

☎153-0041 東京都目黒区駒場2-19-59 ☎03-3468-6811

アクセス <https://kokusai-h.metro.ed.jp/school/access.html>

問合せ先 国際部
internationaldept.kokusaihs@gmail.com



その他問合せ等

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課 入学者選抜担当 ☎03-5320-6745

東京都教育委員会のホームページ <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/>

令和8年度(2026年)東京都立高等学校海外帰国生徒対象 募集要項

1 募集高等学校及び募集人員

東京都立三田高等学校	18名
東京都立竹早高等学校	13名
東京都立日野台高等学校	13名
東京都立国際高等学校	日本人学校出身者15名、現地校出身者25名

2 応募資格

- ※「東京都立高等学校入学者選抜実施要綱」は東京都教育委員会のホームページで確認してください。
- ※ 応募資格についてはインターネット出願の前に必ず志願校に連絡して事前審査を受けてください。
- ※ インターネット出願時には、応募資格を確認した際に発行された「応募資格確認証」に記載の応募資格確認証番号が必要です。

海外帰国生徒対象の4月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、日本国籍を有し、次の(1)から(4)までの全てに該当する者で、平成23年(2011年)4月1日以前に出生した者とする。

- (1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のアからオまでのいずれかに該当する者
ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を令和8年(2026年)3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)する見込みの者
イ 中学校を卒業した者
ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(以下「施行規則」という。)第95条各号のいずれかに該当する者
エ 令和8年(2026年)3月31日までに、施行規則第95条第1号に規定する外国において学校教育における9年の課程(以下「現地校」という。)を修了する見込みの者
オ 令和8年(2026年)3月31日までに、施行規則第95条第2号に規定する文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(以下「日本人学校」という。)の当該課程を修了する見込みの者
- (2) 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱(※)第2-3-1の②欄中のいずれかに該当する者
なお、都内に志願者と同居する保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本募集要項において同じ。)については、以下の場合も含む。
ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。
イ 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者(保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。)が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。
- (3) 保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者(保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。)
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者
ア 保護者(保護者が父母の場合は、父母のどちらか一方でよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。以下、イ及びウにおいて同じ。)に伴った外国における連続した在住期間が2年以上3年未満の者(連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。)で、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後1年を超える者のうち、帰国日が令和7年(2025年)3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内とみなす。
イ 保護者に伴った外国における連続した在住期間が3年以上4年未満の者(連続した3箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。)で、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後2年を超える者のうち、帰国日が令和6年(2024年)3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内とみなす。
ウ 保護者に伴った外国における連続した在住期間が4年以上の者(連続した4箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。)で、入学日現在当該海外在住期間終了後3年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後3年を超える者のうち、帰国日が令和5年(2023年)3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後3年以内とみなす。

3 出願手続等

(1) 提出期間

入力期間

令和7年(2025年)12月19日(金)から令和8年(2026年)2月5日(木)午後5時まで(日本時間)

書類提出期間

令和8年(2026年)1月30日(金)から令和8年(2026年)2月5日(木)まで(必着)(日本時間)

(2) 出願に要する書類等

ア 入学願書：インターネット出願では、志願者情報等をインターネット上の出願サイト(以下「出願サイト」という。)に
入力する。その際、志願校での応募資格確認時に受け取った応募資格確認証に記載の応募資格確認証番号を入力
する。やむを得ない事情がある場合は、海外帰国生徒対象入学願書(以下「入学願書」という。)(所定の用紙)を
使用する。

イ 応募資格確認証

ウ 自己PRカード(所定の用紙)

エ 志願者及び保護者が海外に在住したまま出願する場合は、「帰国等に関する申立書」(所定の用紙)

オ 海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの(現地校を修了したことが分かる卒業証明書等)

なお、中学校に在学している者又は既に卒業した者及び日本人学校卒業(見込み)者は調査書を提出する。

カ 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、理由書(所定の用紙)及
び父母のどちらか一方が帰国できない理由を証明する書類(海外における勤務証明書等)

ただし、都内の中学校を卒業する見込みの者は、理由書(所定の用紙)を提出する必要はない。

キ 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる身元引受人の身元引受
人承諾書(所定の用紙)及び保護者が帰国できない理由を証明する書類(海外における勤務証明書等)

ク 応募資格の審査に要する書類(該当する者のみ)

ケ その他海外生活を証明する書類等で当該都立高校の校長(以下「都立高校長」という。)が必要とするもの

(3) 入学考査料 2,200円

(出願サイト上での決済とする。やむを得ない事情がある場合は、納付書による納付とする。納付書による場合は、所
定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。や
むを得ず所定の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出する。)

(4) 書類等の提出

ア 都内の中学校に在学している志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、中学校長の承認を経て、志
願先の都立高校長宛てに出願に要する書類(入学願書を除く)を、書類提出期間内に必着するよう、簡易書留郵便
等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。

イ 前記ア以外の志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力を行った上で、出願に要する書類(入学願書を除く)
を、書類提出期間内に必着するよう、都立高校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法
により提出する。

ウ 前記ア及びイの方法により出願することができないやむを得ない事情がある場合には、志願者は、志願する都
立高校に連絡の上、出願に要する書類を、書類提出期間内に必着するよう、都立高校長宛てに簡易書留郵便等の
追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。この場合、入学考査料は所定の納付書による納付とし、
納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出すること。

なお、郵送により出願する場合は、入学願書等提出書類に、受検票返送用の定形(長形3号)の封筒(返信時の
宛先として、志願者の住所・氏名等を明記の上、簡易書留郵便による郵送料相当分の切手を貼り付けたもの)を同
封すること。

エ 出願受付期間内に到着するように郵送することができない等やむを得ない事情がある場合には、志願する都立
高校に連絡の上で、持参により提出することを認めるものとする。

オ 入学願書提出後は、出願サイトへの入力内容及びその他出願に要する書類に係る記載事項の変更を認めない。

(5) 受検票の交付

入学願書等を受け付けた都立高校長は、出願サイトを通じて受検票を交付する。ただし、やむを得ない事情によ
りインターネット出願を行わなかった者に対しては、入学願書等を受け付けた都立高校長が別途交付する。

4 志願の変更

(1) 志願変更の手続

海外帰国生徒対象の4月入学生徒の選抜の志願者は、入学願書提出後、1回に限り海外帰国生徒対象の都立高校
に志願変更をすることができる。ただし、入学願書の返却を受けた都立高校に再提出することはできない。

ア 志願変更をする者は、志願変更願(所定の用紙)及び受検票を、在学している中学校の校長(以下「中学校長」
という。)の確認を経て、出願した都立高校長に提出し、入学願書等の出願に要した書類及び調査書等の返却を
受ける。ただし、都内の中学校に在学していない者については、中学校長の確認は必要ない。

なお、志願変更願を提出する際には、生徒手帳や身分証明書など、本人確認できるものを提示すること。ただし、
保護者が志願変更願を提出する場合は、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明する

もの(住民票の写しなど)を提示すること。

イ 志願変更をする者で、面接実施校を志願変更先とする場合は、志願変更先の都立高校が示した「本校の期待す
る生徒の姿」を参考にして、新たに自己PRカードを作成する。

ウ 志願変更をする者は、志願変更願を受理した都立高校長が、都立高校用の出願管理サイト出願情報を取り下げ
た後、指定された期間内に出願サイト上で必要事項を入力し、返却された出願に要する書類に志願変更先の高等
学校名等の必要な事項を記入し、厳封した調査書(志願変更願を受理した都立高校長から返却を受けたもの)及
び新たに作成した自己PRカード(面接実施校の志願者のみ)を指定された日時に志願変更先の都立高校長に提
出し、出願サイト上で受検票の交付を受ける。なお、応募資格確認証は、志願変更先で改めて取得する必要はな
い。(他校で発行された応募資格確認証を提出する。)

エ やむを得ない事情により、インターネット出願を行うことができない者は、志願変更においてもインターネッ
ト出願は行わない。該当する志願者は、志願変更願を提出する際に、出願に要した書類として入学願書及び受検
票も返却される。志願者は、返却された入学願書等に志願変更先の高等学校名等の必要な事項を記入し、受検票、
厳封した調査書(志願変更願を受理した都立高校長から返却を受けたもの)及び新たに作成した自己PRカード
(面接実施校の志願者のみ)等を指定された日時に志願変更先の都立高校長に提出し、受検票の交付を受ける。

(2) 志願変更の日時

ア 入学願書の取下げ日時 令和8年(2026年)年2月12日(木) 午前9時～午後3時(日本時間)

イ 入学願書の再提出日時 令和8年(2026年)年2月13日(金) 午前9時～正午(日本時間)

5 学力検査

(1) 検査内容 国語(作文を含む。)、数学及び外国語(英語)の3教科並びに面接とする。

(2) 検査日及び集合時刻 令和8年(2026年)年2月16日(月) 集合 午前8時30分

(3) 時間割 第1時限 午前 9時00分～午前 9時50分(50分) 国語
第2時限 午前10時10分～午前11時00分(50分) 数学
第3時限 午前11時20分～午後 0時10分(50分) 英語
第4時限 午後 1時10分～ 面接

(4) 検査会場 受検票により指定する。

6 合格者の発表

(1) 日 時

令和8年(2026年)2月18日(水) 午前8時30分(インターネット上の合否照会サイトで発表)(日本時間)
午前9時30分(校内掲示)(日本時間)

(2) 場 所 入学願書提出校における校内の掲示及び合否照会サイト上で発表

(3) 合格通知書の交付 合格者には、合格通知書を交付する。

(4) 合格通知書の交付期間 7の入学手続期間中とする。

7 入学手続期間

令和8年(2026年)2月18日(水) 午前9時30分～午後3時30分(日本時間)
2月19日(木) 午前9時～正午(日本時間)

合格者は、上記の期間内に経営企画室(事務室)窓口で、入学確約書を提出し、所定の納付書により、納付期間内(合格
発表日の翌日から起算して5日以内。5日目が土、日、祝日に当たる場合は、金融機関等の翌営業日)に入学金5,650
円を納付書裏面に記載の納付場所で納付しなければならない。入学手続期間内に入学確約書を提出しない者は、合格を放
棄したものとみなす。また、入学金の納付がない場合、入学確約書は無効となる。

8 そ の 他

(1) 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記・不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者
は、入学を取り消すものとする。

(2) 都立高校の第一次募集・分割前期募集に併せて出願することができる。ただし、この募集要項の定める選抜の合
格者は、都立高校を受検することはできない。

(3) 各学校の入試関連情報(関連様式等)

東京都立三田高等学校		東京都立日野台高等学校	
https://www.metro.ed.jp/mita-h/guide/r-entrance-exam.html		https://www.metro.ed.jp/hinodai-h/guide/guidance.html	
東京都立竹早高等学校		東京都立国際高等学校	
https://www.metro.ed.jp/takehaya-h/pages/2025/03/freepage_1.html		https://kokusai-h.metro.ed.jp/exam/return.html	